

2023 年度

運輸安全報告書



株式会社 旅友

目次

1. 輸送の安全に関する基本的な方針(安全方針)
2. 輸送の安全に関する目標(安全目標)及び目標の達成状況
3. 事故に関する統計
4. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
5. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他組織体制
6. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
7. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた
措置及び講じようとする措置
8. 安全管理規程
9. 安全統括管理者

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

◆輸送の安全に関する基本的な方針

1. 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。
また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。
また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

◆輸送の安全に関する重点施策

前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

1. 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
2. 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
3. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
5. 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

2.輸送の安全に関する目標及び目標の達成状況

◆2024 年度 輸送の安全に関する目標

1. 健康起因事故ゼロ
2. 重大事故ゼロ
3. 人身事故ゼロ
4. 煽り運転根絶
5. 飲酒運転根絶

◆2023 年度 目標の達成状況

目標項目	目標達成状況
健康起因事故ゼロ	健康起因事故ゼロを達成しました
重大事故ゼロ	重大事故ゼロを達成しました
人身事故ゼロ	人身事故ゼロを達成しました

3.事故に関する統計

「自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故」に関する 2023 年度の統計は下記の通りです。

事故類型別			
状態別	発生件数	事故種類別	発生件数
対自動車	0 件	転覆・転落	0 件
対自転車	0 件	路外逸脱	0 件
対歩行者	0 件	火災	0 件
単独	0 件	踏切	0 件
その他	0 件	衝突・追突	0 件
		死傷	0 件
		健康起因	0 件
		重故障	0 件
		その他	0 件

【参考】

自動車事故報告規則第 2 条(抜粋)この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。

1. 自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、もしくは接触したもの
2. 10 台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
3. 死者又は重傷者(注 1)を生じたもの
4. 10 人以上の負傷者を生じたもの
5. 自動車の積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの(危険物・火薬類等)
6. 自動車の積載されたコンテナが落下したもの
7. 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に傷害(注 2)が生じたもの
8. 酒気帯び運転無免許運転、大型自動車等無資格運転を伴うもの
9. 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
10. 救護義務違反があったもの
11. 自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの
12. 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの(故障によるものに限る。)
13. 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3 時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの
14. 高速自動車国道又は自動車専用道路において、3 時間以上自動車の通行を禁止させたもの
15. 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの。

注 1:14 日以上入院を要する傷害や、入院を要する傷害で治療を要する期間が 30 日以上のも等
(自動車損害賠償保障法施行令第 5 条第 2 号又は第 3 号)

注 2:11 日以上治療を要する傷害(自動車損害賠償保障法施行令第 5 条第 4 号)

4.輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

◆輸送の安全のために講じた措置(2023 年度)

【車両設備】

- タイヤ空気圧モニタリングシステム (2023 年 12 月導入)

【教育研修】

- e ラーニング(法定 12 項目)
- 普通救命講習 富里市消防本部 (2023 年 09 月 04 日)
- 安全運転講習会～駐車場・構内バック事故対策～ (2023 年 09 月 04 日)
- 安全運転中央研修所 (2023 年 09 月 25 日)

【健康管理】

- 健康診断 (年 2 回受診)
- 眼科ドック (東京・神奈川営業所 所属乗務員対象)

◆輸送の安全のために講じようとする措置(2024 年度)

【教育研修】

- e ラーニング(法定 12 項目)
- 安全運転中央研修所 (9 月入所予定)
- 事故災害訓練 (10 月実施予定)
- 普通救命講習 (12 月受講予定)
- 雪山研修 (冬季実施予定)

定期的な適性診断の受診と診断結果に基づく教育と指導を行って参ります。

ヒヤリハットの収集強化を行い、日頃から安全への意識を高めて参ります。

事故災害訓練を実施し、緊急時の対応力の強化を図ります。

【安全設備】

- 後付衝突防止補助システム”モービルアイ”導入予定

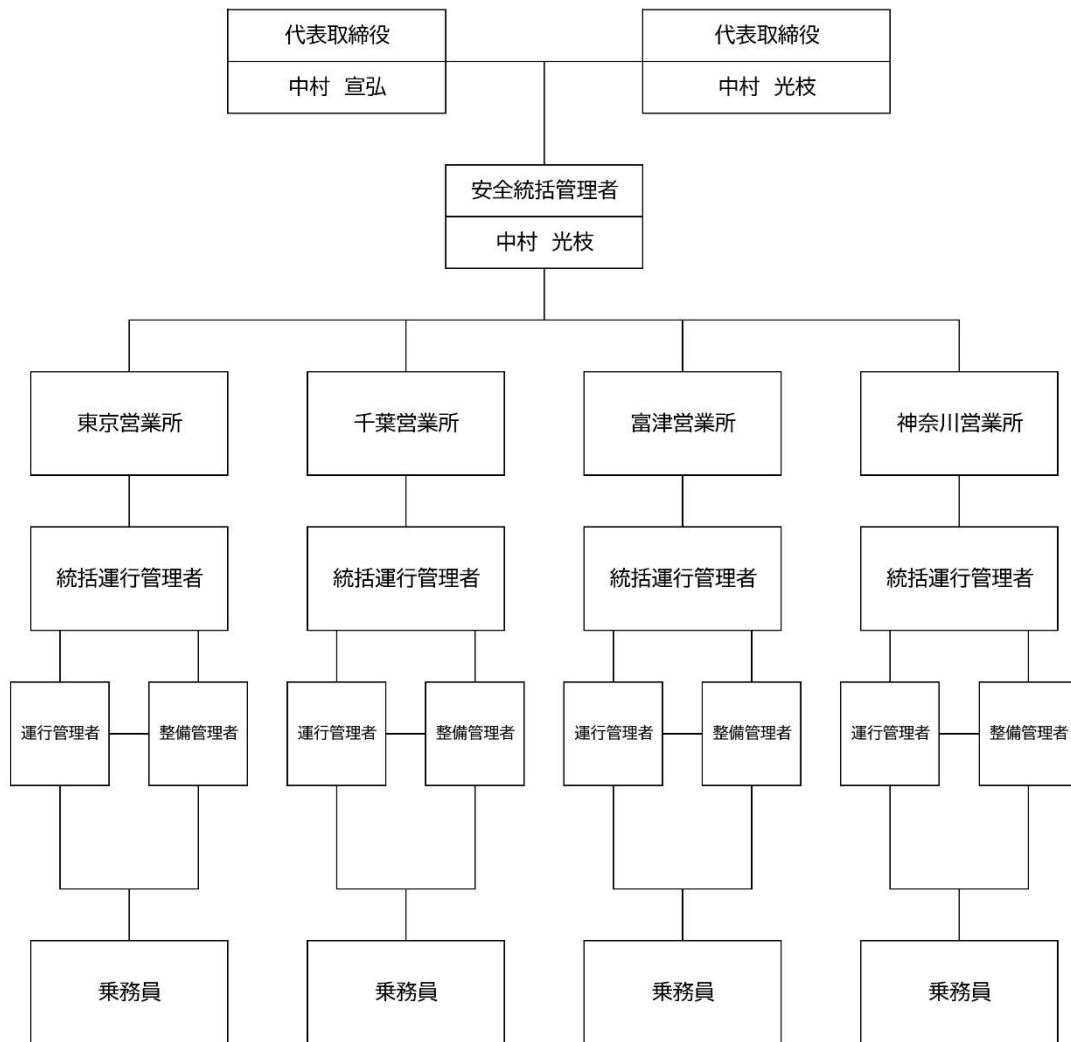
【健康管理】

- 健康診断(年 2 回受診)
- ストレスチェック
- 眼科ドック
- SAS スクリーニング検査 (千葉営業所 所属乗務員対象)
- 脳 MRI 検診 (東京・神奈川営業所 所属乗務員対象)

定期的な健康診断の受診、脳 MRI 健診・SAS スクリーニング検査の実施
健康状態の把握と管理・指導を行って参ります。

5.輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

株式会社旅友 バス事業部 組織図



6.輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

◆2023 年度

- e ラーニング(法定 12 項目)
- 普通救命講習 富里市消防本部 (2023 年 09 月 04 日)
- 安全運転講習会～駐車場・構内バック事故対策～ (2023 年 09 月 04 日)
- 安全運転中央研修所 (2023 年 09 月 25 日)

◆2024 年度

- e ラーニング(法定 12 項目)
- 安全運転中央研修所 (9 月入所予定)
- 事故災害訓練 (10 月実施予定)
- 普通救命講習 (12 月受講予定)
- 雪山研修 (冬季実施予定)

定期的な適性診断の受診と診断結果に基づく教育と指導を行って参ります。
ヒヤリハットの収集強化を行い、日頃から安全への意識を高めて参ります。
事故災害訓練を実施し、緊急時の対応力の強化を図ります

7.輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置

及び講じようとする措置

輸送の安全に関し、内部監査を年1回以上実施いたします。

必要に応じて是正措置または予防措置を講じます。

安全管理体制の向上に努め、デジタルタコグラフおよびドライブレコーダーのデータ、適性診断結果等を活用し、教育が必要な乗務員への迅速な指導・教育の強化を継続して実施いたします。

また営業所における運行管理者に対しては、運輸安全マネジメントの更なる強化のため乗務員の労務管理や事故防止対策の徹底について、継続的に指導を実施いたします。

8.安全管理規程

別添

9.安全統括管理者

道路運送第 22 条の第 4 項の規定により、2013 年 12 月 1 日に

代表取締役 中村光枝を安全統括管理者として選任しております。

安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則 47 条の 5 に規定する要件を満たしております。